

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

1 これまでの経緯

- 5月25日 新型コロナウイルス流行の長期化を踏まえ、政府が困窮者向けの新たな給付金制度を創設すると発表。
- 5月28日 厚労省より緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援策として、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」（仮称）について概要送付
- 5月31日 県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会との協議開始
- 6月4日 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」（仮称）に係る支給要領（案）等の送付
- 6月7日 生活困窮者自立支援金所要見込額調査照会（6月17日〆切）
- 6月11日 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給事務に必要な総合支援資金（再貸付）に関する情報の取扱について（送付）
- 6月11日 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金相談コールセンター設置（厚生労働省）

2 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対して、既に緊急小口資金及び総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図る。

また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するもの。

3 支給対象者

総合支援資金の再貸付を終了した世帯及び再貸付について不承認とされた世帯で以下の要件を満たすもの。

- (1) 収入：①市町村民税均等割非課税額の1/12+②住宅扶助基準額

区分	非課税額の1/12	住宅扶助基準額	合計
単身世帯	81,000円	30,300円	111,300円
2人世帯	123,000円	36,000円	159,000円
3人世帯	157,000円	39,400円	196,400円

- (2) 資産：預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下）

単身世帯	2人世帯	3人世帯
486,000円	738,000円	942,000円

- (3) 求職等：ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請

4 支給見込額

(1) 事業費

区 分	支給額 (月額)	件数	支給総額 (月額)	支給総額 (3月分)
単身世帯	60,000 円	161	9,660,000 円	28,980,000 円
2人世帯	80,000 円	87	6,960,000 円	20,880,000 円
3人以上世帯	100,000 円	152	15,200,000 円	45,600,000 円
合 計		400		95,460,000 円

(2) 事務費

手 当	需用費	役務費	使用料、賃借料	合 計
4,525,000 円	347,200 円	122,300 円	60,500 円	5,055,000 円

(3) 総事業費・・・100,515,000円

5 財政措置

- ・補助率10/10で措置（事務費込）

6 広報

- ・対象者へ個別の通知を予定
- ・6月18日、HPにて厚生労働省の支援金制度について周知
- ・市役所市民ホールにて相談窓口開設（7月上旬予定）
- ・7月上旬よりHPにて申請受付等について周知予定
- ・佐賀新聞7月5日発行の「佐賀市からのお知らせ」欄に掲載予定
- ・7月19日、NBCラジオ佐賀より周知予定
- ・7月21日、FMさがより周知予定
- ・市報8月1日号に掲載予定

7 今後の進め方

- 6月25日 支援金所要額内示
- 6月30日 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業交付金の交付要綱発出
- 7月上旬 支援金申請受付開始予定（8月末で受付終了）